

【イギリス】デジタル市場・競争・消費者法の消費者保護規定の施行

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2024 年 5 月に制定された「2024 年デジタル市場・競争・消費者法」について、デジタル市場における消費者の権利保護に関する規定が 2025 年 4 月 6 日に施行された。

1 2024 年デジタル市場・競争・消費者法の概要

英国政府は、デジタル市場で少数の企業が大きな市場支配力を持つことが技術革新と成長の阻害要因となっており、既存の競争法及び消費者法はデジタル市場の発展に対応できていないとして、新たな制度の確立を目指してきた¹。2024 年 5 月 24 日、「2024 年デジタル市場・競争・消費者法 (c.13)」（以下「DMCCA」）²が制定された。DMCCA は、全 6 部 340 か条及び附則 30 編から成る。本則の構成及び概要は、次のとおりである。

第 1 部「デジタル市場」（第 1 条～第 118 条）は、デジタル市場における競争の規制について、インターネットを利用してコンテンツ等を提供するサービスにおいて市場支配力を持つ特定の事業者の行動について要件を課すなど、規制当局である競争・市場庁（以下「CMA」）³に新たな権限を付与する。第 2 部「競争」（第 119 条～第 146 条）は、競争に関する既存の法律⁴の枠組み全体について改正を行い、CMA の調査権限及び執行権限を強化する。第 3 部「消費者保護法の執行」（第 147 条～第 223 条）は、消費者の集団的利益を保護するため、消費者保護法の執行について、①裁判所を基盤とする制度及び②CMA による新たな直接執行制度⁵の 2 つの制度を規定する。第 4 部「消費者の権利及び紛争」（第 224 条～第 310 条）は、不公正な商慣習、サブスクリプション契約⁶及び前払式支払手段スキーム契約⁷における消費者の権利の保護並びに消費者紛争に関する代替的紛争解決⁸について規定する。第 5 部は「雑則」（第 311 条～第 329 条）、第 6 部は「一般規定」（第 330 条～第 340 条）である。DMCCA の適用範囲

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 7 月 10 日である。

¹ 本稿の記述は、“Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024: Explanatory Notes.” Legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/pdfs/ukpgaen_20240013_en.pdf> を参照した。英国のデジタル市場における競争政策については、村松克洋「デジタルプラットフォーム規制の動向—競争政策の観点から—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1296, 2024.11.19, pp.9-10. <<https://doi.org/10.11501/13798207>> を参照。

² Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024 (c.13). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/contents>>

³ Competition and Markets Authority. 2013 年企業・規制改革法 (Enterprise and Regulatory Reform Act 2013 (c.24)) 第 3 部に基づき公正取引局 (Office of Fair Trading) 及び競争委員会 (Competition Commission) を廃止して設立された。

⁴ 1998 年競争法 (Competition Act 1998 (c.41))、2002 年企業法 (Enterprise Act 2002 (c.40)) その他の法令。

⁵ CMA に対し、CMA が消費者保護法に対する違反行為の発生を疑う場合に調査を行う新たな明示的権限を付与し、この調査を契機として、CMA が暫定的及び最終的な違反、指示違反などに対する執行通告（遵守通告、金銭罰則の適用等が含まれる）を発行する新たな権限も付与する。

⁶ subscription contract. 消費者の支払と引換えに、販売者が商品、サービス又はデジタルコンテンツを消費者に提供する契約であって、①販売者がコンテンツ等を自動的に、反復的に、若しくは継続的に供給し、消費者が各供給に対して自動的に（支払の）責任を持つ、又は②契約期間終了後の供給品について消費者が自動的に支払義務を負うなどの条件を満たす契約。DMCCA 第 254 条

⁷ consumer savings scheme contract. 消費者の支払金を事業者が消費者の口座として保有する口座に入金し、入金された支払金を消費者が契約条件に従って商品、サービス又はデジタルコンテンツと交換する資金とする契約。DMCCA 第 282 条（本文 2(3)の具体例も参照。）

⁸ Alternative Dispute Resolution. 消費者契約紛争において裁判外での解決（調停、仲裁など）をもたらし、又は促進する方法であって、紛争当事者双方との関係において独立した第三者によって実施されるものをいう。DMCCA 第 291 条

は、原則として、英国内の全地域である⁹（第 338 条）。施行期日は、制定と同日又は制定日から 2か月後とされた規定を除き、主務大臣の定める規則に委ねられており（第 339 条）、2024 年 11 月 25 日制定の規則¹⁰により競争に関する規定（第 1 部、第 2 部）は 2025 年 1 月 1 日、同年 3 月 4 日制定の規則¹¹により消費者保護に関する規定（第 3 部、第 4 部。ただし、サブスクリプション契約に関する規定（第 4 部第 3 章）を除く。）は同年 4 月 6 日、サブスクリプション契約に関する規定は 2026 年 1 月 1 日が施行期日とされた。サブスクリプション契約など、日本でも問題となっている商慣習について規定する第 4 部（全 4 章）の主な内容を紹介する。

2 第 4 部「消費者の権利及び紛争」の主な内容

（1）不公正な商慣習からの消費者の保護（第 1 章）

誤解を招く行為、誤解を招くような（重要な情報の）省略、優越的地位の濫用、業務上の注意義務違反、購入勧誘における重要な情報の省略などを含む商慣習を不公正な商慣習と定義し¹²、不公正な商慣習の実施及び宣伝を禁止する（第 225 条）。CMA 等の公的機関に第 225 条の禁止事項を遵守させることを義務付け（第 231 条）、消費者が救済を受ける権利を有する条件を定め（第 232 条）、不公正な商慣習を行うことを犯罪と規定する（第 237 条）。

（2）サブスクリプション契約（第 2 章）

サブスクリプション契約に関して、消費者に対し契約締結前に重要な情報を提供すること（第 256 条）、消費者が契約を解約するための容易かつアクセスしやすい手段を提供すること（第 260 条）などの義務を事業者に課す。事業者が契約に違反した場合、消費者には契約を解除する権利がある（第 263 条）。また、クーリングオフ期間中¹³にサブスクリプション契約を解除する消費者の権利を規定する（第 264 条）。

（3）前払式支払手段スキーム（第 3 章）

前払式支払手段スキームとは、消費者がオンラインゲーム内でコインを購入し、当該コインを一定期間中にゲーム内でアイテム購入等に使用する仕組みなどが該当する。事業者が倒産した際に、消費者が被る損失を軽減することを目的として、前払式支払手段スキームを運営する事業者に対し、第 286 条に規定する保険契約又は第 287 条に規定する信託契約により、当該事業者が倒産した場合、保護された支払（前払式支払手段スキームに基づいて消費者が行った支払で、契約に従った商品、サービス又はデジタルコンテンツの提供に使用されていないもの）を消費者に返還する費用を負担することを義務付ける（第 285 条）。

（4）消費者紛争の代替的紛争解決（第 4 章）

事業者と消費者の間の契約に関する紛争において、代替的紛争解決を提供する者に（主務大臣による）認定を義務付け（第 293 条）、認定の申請（第 296 条）、主務大臣による認定（第 297 条）、認定の取消し又は停止（第 298 条）、認定基準（第 301 条、附則第 26）を規定する。

⁹ 北アイルランドでは、消費者保護とその執行に関する規定は北アイルランド議会の立法権限内にある。

¹⁰ The Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024 (Commencement No. 1 and Savings and Transitional Provisions) Regulations 2024 No.1226. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2024/1226/contents/made>>

¹¹ Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024 (Commencement No. 2) Regulations 2025 No.272. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2025/272/contents/made>>

¹² 各行為の詳細な内容については、第 226 条～第 230 条及び附則第 20 で規定している。

¹³ 契約締結時を起点とし、商品が提供される契約の場合は、消費者が契約に基づく商品の最初の提供を受けた日の翌日から起算して 14 日間が経過した時点、その他の場合は、契約が締結された日の翌日から起算して 14 日間が経過した時点を終期とする。DMCCA 第 265 条